

# 星野学園中学校学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、星野学園中学校という。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県川越市石原町2丁目71番11に置く。

## 第2章 収容定員

(収容)

第4条 本校の収容定員は、480人(共学)とする。

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 埼玉県民の日 11月14日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
  - (7) 学年末休業 3月25日から3月31日まで
  - (8) 開校記念日 5月2日
- 2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつやむを得ない事情がある時は、臨時に授業を行うことがある。
  - 3. 非常災害その他、急迫の事情がある時は、前項の規定にかかわらず臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 入学、転学、退学及び休学

##### (入学資格)

第9条 本校に入学することが出来る者は、次の各号のひとつに該当する者とする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における6年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) 本校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

##### (転入学及び編入学資格)

第10条 各学年に転入学できる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められる者とする。

- 2. 各学年に編入学できる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

##### (入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ、学校長がこれを行う。

##### (出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他必要書類に、入学検定料を添えて願出しなければならない。

##### (入学手続)

第13条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて、定められた日までに入学手続きをとらなければならない。

##### (転学)

第14条 他の中学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、特別な事情にかぎり選考の上転学を許可することがある。

- 2. 生徒が、他の中学校へ転学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願出で許可を受けなければならない。

(退 学)

第 1 5 条 退学しようとする者は、本校所定の書類に、その理由を明記し、保護者連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第 1 6 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し届け出なければならない。

2. 生徒が病気その他やむを得ない理由により 3 カ月以上引き続き出席することができないときは、保護者は本校所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願い出て、校長の許可を得て、1 年以内の休学をすることができる。

(復 学)

第 1 7 条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者が復学願いを提出し、学校長の許可を得なければならない。

## 第 5 章 教育課程及び卒業

(教育課程)

第 1 8 条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。

(課程修了の認定)

第 1 9 条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒 業)

第 2 0 条 本校所定の全課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

## 第 6 章 ほう賞及び懲戒

(ほう賞)

第 2 1 条 学業成績の優秀な者及び精勤者は、これを表彰する。

(懲 戒)

第 2 2 条 生徒がこの学則その他、本校の定める諸規則を守らず、生徒の本分に反する行為をした時は、懲戒を与えることがある。懲戒は、訓告及び退学とし、学校長がこれを行う。

2. 前項の退学は、次の各号の一つに該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反する者

## 第7章 教職員組織

第23条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 校長    | 1名  |
| 2. 教頭    | 1名  |
| 3. 教諭    | 24名 |
| 4. 養護教諭  | 1名  |
| 5. 事務職員  | 1名  |
| 6. 学校医   | 3名  |
| 7. 学校歯科医 | 1名  |
| 8. 学校薬剤師 | 1名  |
- 2 必要に応じて副校長を置くことができる。
  - 3 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
  - 4 副校長、教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
  - 5 第3項以外の教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第8章 検定料・生徒納付金

第24条 入学検定料及び生徒納付金は次のとおりとする。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入学検定料      | 25,000円  |
| (2) 入学金        | 250,000円 |
| (3) 施設費(入学時のみ) | 150,000円 |
| (4) 授業料(月額)    | 30,000円  |
| (5) 施設維持費(月額)  | 10,000円  |
| (6) 図書費(月額)    | 500円     |
| (7) 冷暖房費(年額)   | 5,000円   |

2. 本校に在籍するものは、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 既納の入学金は、理由の如何にかかわらず、返還しない。
4. 生徒が休学した時は、第2の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

- 附 則 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。  
但し、入学検定料の規定については、平成12年度入学者選抜より適用する。
2. この学則施行に際し、必要な細則は学校長がこれを定める。
  3. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
  4. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
  5. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
  6. この学則は、平成26年7月1日から施行する。